

第5回 国勢調査の実施に関する有識者懇談会議事録

1 日時 平成18年5月30日(火)13時00分から15時10分

2 場所 総務省第2庁舎 特別会議室

3 出席者

構 成 員：竹内啓座長、阿藤誠委員、飯島英胤委員、城本勝委員、須々木亘平委員、
萩原雅之委員、堀部政男委員、和田理都子委員

オブザーバ：関野昌宏(沼津市市民相談センター所長)

総 務 省：衛藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也
調査企画課長、亀田意統国勢統計課長

4 議題

- (1) 改善策の提案に係る論点整理について
- (2) その他

5 配付資料

「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告書作成のための論点整理

(参考1) 平成17年国勢調査の実施状況

(参考2) 国勢調査の実施に関する有識者懇談会における主な意見

(参考3) 国勢調査の実施に関する有識者懇談会への意見(東京都)

6 議事の概要

竹内座長 ただいまから第5回国勢調査の実施に関する有識者懇談会を始めます。

本日の議題は、「改善策の提案に係る論点整理について」です。前回の懇談会で了解いただきました報告書のたたき台を作成するワーキングチームを5月23日に開催しました。ワーキングチームには、阿藤委員、飯島委員、そして以前関係者からのヒアリングとしておいでいただきました井出さんにお集まりいただきました。そこでの意見を基にした論点整理を資料として用意しましたので、初めに、この資料について説明をお願いし、その後、ご意見をお伺いした

いと思います。

亀田課長 本日の資料は「報告書作成のための論点整理」で、その参考1として国勢調査の実施状況です。参考2は、有識者懇談会における主な意見で、論点整理の基となった意見を整理しています。参考3は、東京都から有識者懇談会への意見として提出されたものです。

この「有識者懇談会報告書作成のための論点整理」の資料は、23日に開催しましたワーキングチームにおける意見に基づき取りまとめたものです。

全体が大きく八つのパートに分かれておりまして、「1」が国勢調査見直しの考え方、「2」が調査方法の見直しについてということで、この懇談会で議論を進めてきた順番に整理しております。

1ページの「1」の国勢調査見直しの考え方です。「(1)当懇談会における検討について」ということで、懇談会の趣旨や「次回調査が国民に信頼されかつ精度の高い調査となることを期待」といった方向性を述べております。また、国勢調査の意義について触れる必要があるため、(2)で、国勢調査の意義や全数調査について整理しています。

2ページの(3)は、今回の17年調査の問題状況と要因について整理したもので、問題状況は懇談会に何度か示したものです。要因として考えられる事項として、居住形態や生活形態の変化に伴う接触困難な状況とか、プライバシー意識やセキュリティ意識の高まり、地域コミュニティの弱体化等を背景とする調査員確保の困難化といったことを整理しております。

また、3ページには、補足的な説明を記述しており、国勢調査は、過去にはコミュニティに基盤を置く調査として円滑に機能してきたが、コミュニティに参加しない居住者が増加した所でうまくいかないということにも触れております。

(4)は、見直しの基本的視点及び検討の方向についてです。今回の平成17年調査で生じた問題を背景として、調査員による対面を基本とした調査方法をそのまま踏襲することには困難性があるものの、調査の意義を踏まえると、全数調査が必要であるということで、調査方法の見直しのための基本的視点として4点を挙げております。

4ページは、「調査方法の見直しについて」ということで、初めに調査員調査を行ってきた理由として、調査漏れや重複を防ぐ、調査の正確性を確保する、高い回収率を確保するというようなことを整理してあります。

一方、問題点として、マンションの多い都市部を中心として発生したいろいろな事例を整理して掲げてあります。その要因として5ページに、接触できる機会自体が大きく減少している、プライバシー意識、セキュリティ意識から調査員が訪問しても警戒されてしまうという状況を

整理してあります。

これらを踏まえ、同ページに「改善の方向」を整理しております。国民のプライバシー意識に配慮した方法とするためには、調査票の封入提出を原則とし、調査員がなるべく世帯に会わなくても調査できる方法を採用することが考えられます。その一方、従来の調査員による方式のメリットも生かしていくことが適当であり、調査方法の見直しに伴い、公表の遅れにつながる可能性もあるので、適切な方法を検討することが必要ということで整理しております。

この整理の下、配布方法については、郵送配布とか、郵便受けに配布するというのが調査員調査に替わる方法としてあるわけですが、¹にあるように、調査員が原則として世帯を訪問して調査票を配布するが、回数や期間を設定して、会えない場合には郵便受けに配布することを基本とする方向で記述しています。

次に、回収方法については、調査員を介さない方法として、郵送、インターネット、窓口持参、回収箱といった方法を掲げていますが、こういった方法をとる場合、回収率が低くなるおそれがあるため、調査の精度を確保する観点から、これらの新しい方法と調査員回収の方法を組み合わせることが適当という整理をしております。

その方法として、²には調査員による回収を原則としつつ、申告方法を多様化する方式を挙げております。この場合には、調査票の提出状況をリアルタイムに把握して調査員に随時伝えなければならないという実施上の困難があるので、郵送提出、インターネットによる申告を原則として、一定の期限を設定して、期限までに提出がない場合には、調査員が回収のために世帯を訪問してフォローアップ調査を行うという³の方法が混乱なく調査できる方法ではないかと思われま

す。ただし、⁴に記述してあるように、地域によって実施状況がさまざまであるため、例えば都市部とか農村部等によりまして、新たな回収方法を部分的に導入するという選択肢も考えられます。こうした点については、試験調査、あるいは自治体からの実情・意見聴取を通じて検討すべきとしています。

また、「調査の困難が見込まれる地域に係る重点的な対策の実施」ということで、こういった地域については、調査区設定時等に情報を把握した上で、調査員を重点配置するなどの対策が必要かと思われま

す。7ページでは、調査員の確保及び業務の効率化について整理しております。

従来、国勢調査では98万調査区を約83万人の調査員が担当しており、調査員一人当たり平均50世帯を調査しています。これは大体10日前後で世帯を訪問し、調査票を回収するという業務量をも勘案したものです。調査員確保の現状としては、調査員の6割が自治会からの推薦であり、また、公募を行っても必要人数を確保できないため苦労しているという状況が見られます。

改善の方向としては、先ほど申し上げた調査方法の見直しにより、調査員の規模を縮小することが1点、それから、研修の充実等を通じて調査員の質の向上を図ることを2点目の重要な事項として挙げています。

このほか、マンション管理会社に調査を委託する方法とか、人材派遣会社の活用等についても検討が必要という整理をしております。

8ページから9ページにかけては、行政情報の活用やITの活用による業務の効率化、民間活力の活用といったことについて整理しています。行政情報の活用の「現状」としては、市町村における調査票の審査段階で、記入状況の確認のために必要に応じて住民基本台帳を参考としている程度であるが、今後、業務の効率化と調査精度の確保のために、一層の利用の余地があるのではないかという整理をしています。

ただし、住民基本台帳には限られた情報しかなく、ほかの行政情報によっても国勢調査に匹敵する情報は得られないことから、行政情報によって国勢調査を代替することはできないと整理してあります。

「改善の方向」として、行政情報の活用については、例えば世帯の居住状況を把握するための参考とするなどの活用方策について、法令上の明確化を含め検討することが適切と考えられます。

また、ITの活用については、行政情報や市販の住宅地図情報を利用して、調査区要図や世帯名簿のプレプリント化の検討を挙げております。さらに、調査方法、申告方法を多様化した場合は情報の一元管理が必要なので、事務処理の円滑化を図るために、調査員の回収情報を一元的に管理する仕組みについて検討することが適切ということも盛り込んでいます。

9ページは、民間活力の活用について整理しています。全体として民間の活用が十分ではない現状を述べ、「改善の方向」として、二つを掲げております。

「ア」は、全国的又は地域的なコールセンターの導入ということです。これは一部の自治体において平成17年調査で実施したところがありますが、市町村にとって多大な負担となっている電話照会対応事務が軽減できる、調査方法の見直しに伴って、調査員と会わない世帯が増加する場合、記入方法などについて容易に照会できる、調査員と世帯とのアポイントメン

トに利用できるのではないかとこの観点から記述してあります。

「イ」は、調査業務の民間会社への委託ということです。これはオートロック・マンション対策のところでも出てきますが、例えばマンション管理会社に調査業務を委託するとか、人材派遣会社、社会福祉施設、郵便会社などへのアウトソーシングも検討することが適切と考えられるのではないかと、その場合、調査員を国家公務員としている現行制度の見直しが必要といったことについて整理しています。

10ページは、オートロック・マンション対策についてですが、オートロック・マンションでは、その特性から調査員が非常に苦勞しており、聞き取り率が高くなっている状況が見られます。また、管理人やマンション管理会社から聞き取り調査の協力が得られない場合もあることから、重点的な対策が必要であり、「改善の方向」として、マンション管理会社への協力依頼や連携などの対策を一層組織的かつ強力に行うことが必要ということで、管理組合への協力依頼を進める、マンション管理会社に調査実施を委託する方策の検討、調査企画段階からマンション管理会社や関係団体などの協力を得る工夫、統計法13条（実地調査）の権限の活用などの対策を列挙しています。

11ページは、「調査実施体制及び精度の確保について」ですが、調査実施体制としては、指導員の8割が市町村職員という現状で、市町村職員としての本来の事務を行っているため、調査員の指導や世帯の電話照会の対応などが不十分になるケースもあり、特に、調査方法を見直した場合には、そういった傾向がより強くなると思われます。「改善の方向」としては、調査方法の見直しに伴って、調査員及び指導員が行う事務や任命期間、市町村審査の人員体制や期間について再整理するという事を盛り込んでいます。

12ページは、調査の精度確保について記述しており、精度の確保のための取組みの現状と、調査方法の見直しによる影響について整理しています。特に、郵送提出その他の回収方法をとった場合には、記入不備があった場合に世帯に面接して点検できないことから、電話照会が精度確保の要になると思われます。また、郵送提出その他の方法では、回収率が低くなることも予想されます。

「改善の方向」としては、1点目として、回収率向上のための対策の実施、2点目として、特に男女別世帯員数の把握については、住民基本台帳を利用することにより精度を確保、3点目として、世帯に配布する書類に照会番号を記載し、これを世帯照会の際に使用することで、世帯の不信感を払拭するなど、技術的な点ではありますが、こういった対策が有効ではないかと整理しております。

13ページからは、「国民の理解及び協力の確保について」です。これについては、本懇談会でも調査の意義や調査事項の必要性が十分理解されていないのではないかという指摘がありました。

「改善の方向」としては、として、国民に分かりやすく説明し理解を得ていく観点から、普段から調査の意義について広報を計画的に展開すること、マスコミ、有識者などに国勢調査の意義について理解を促し、積極的に取り上げてもらうためのパブリシティ対策の強化といったことなど、4点を掲げてあります。中長期的には、統計教材の開発など、教育の中で統計調査の意義について啓発を図るための取り組みが必要ではないかと思われます。

また、として、調査の企画段階から広く国民の意見を聞き、調査のあり方について国民のコンセンサスを得ていくための対策として、協議会の設置、検討状況の周知やパブリックコメントの実施を掲げております。

14ページは、個人情報保護対策の強化についてです。協力が得られない要因の一つとして、個人情報を他に漏らすのではないかと、見られるのではないかなど、調査員に対する不信があるのではないかとということで、その対策として、守秘義務の徹底、個人情報保護が万全であることの周知などを掲げています。

15ページでは、調査員の信頼確保及び身分証明の強化、申告義務について整理しています。調査員の信頼確保及び身分証明の強化については、調査員への信頼感を取り戻すことが何よりも大切であるということで、「改善の方向」として、調査員全体の資質の向上、調査員証への写真掲載など、調査員であることを容易に確認できる仕組みの導入といったことを掲げております。

申告義務については、「改善の方向」として、申告義務についてより積極的に周知することが適当ではないか、調査の妨害など悪質なケースについては罰則の適用を検討すべきではないかという整理をしたところです。

16ページでは、調査内容について整理しています。これは前回の懇談会で議論していただいたものです。まず、調査内容の意義と記入方法の見直しについてですが、記入することに抵抗感のあるという理由としては、プライバシー性が強い、あるいは記入が面倒といった要因が考えられます。「改善の方向」としては、プライバシー性が強い項目については、調査員が介在するから抵抗感があるのか、それとも、そういった情報を提出すること自体に抵抗感があるのかということの検証が必要であり、また、抵抗感のある調査項目については、例えば選択肢や記入方法の工夫により抵抗感を軽減できないか検討が必要ということです。さらに、調査項目

の意義について国民の理解を促進することも必要ということで整理しております。

次に、ロングフォーム・ショートフォームの導入についてです。現在の国勢調査の調査項目は、行政のニーズや国連勧告等を考慮した上で、必要最小限の事項について把握するために設定したのですが、一部項目をサンプル調査とする方向が考えられるかどうかという議論があります。「改善の方向」としては、抵抗感の強い項目をロングフォームとする必要性・可能性について、結果利用面における検討、世帯の不公平感など実施面に係る検証を行うことが適当であり、長期的には、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査といったようなほかの周期調査を含む調査体系全体の検討と併せて検討していくことが適当ではないかということで整理しています。

最後になりますが、17ページに今後の取り組みということで、本懇談会の後に取り組むべき事項について3点ほど整理しています。

1点目は、試験調査の実施で、新たな調査方法の有効性等について実地に検証する。

2点目は、この懇談会の提言をフォローアップする組織として、有識者による検討会を立ち上げ、試験調査の企画とか、結果の検証、次回調査の企画に向けた具体的な検討を進めていく。

3点目は、先ほど国民の理解の確保のところでも触れましたが、調査の検討段階から検討状況を国民に周知して、コンセンサスを得ていくことが必要ではないかということで、この一環としてマンション管理団体、地方公共団体の代表等で構成する協議会を設置して、そこで企画段階から意見を聴取しつつ検討していく、また、国勢調査の意義について、このような活動を通じて国民に訴求していく、こういった取り組みが必要なのではないかと整理しています。

論点整理については、以上のとおりです。

参考1の資料は平成17年国勢調査の実施状況ということで、例えば、聞き取り調査を行ったものの、所定期間内に調査票が提出されなかった世帯が4.4%とか、調査員の属性は自治会の推薦によるものが6割を占めるなどの状況を掲載しておりますので、参考にいただければと思います。

竹内座長 ありがとうございます。

論点整理は報告作成の基となるものであり、報告書ではもう少し整理することになります。

私としては、最後の報告書には、前文として要約を付けて、問題意識をはっきりさせてもいいのではないかと考えています。つまり、国勢調査がいろいろな問題にぶつかっているが、これは一時的なものではなく、国勢調査を取り巻く環境が厳しくなっている。しかし、国勢調査はどうしても必要であるので、どう実施するか。一方では住民基本台帳のようなものもできる

限り利用するが、それだけでは駄目であり、どのような方向が考えられるかということ整理した前書きが必要ではないかということです。それでは論点整理について、個々の文章についてもいろいろご意見を伺いますが、初めに全体の流れとして、いかがでしょうか。

和田委員 全体の流れということですが、国勢調査については、国民の信頼を回復しなくてはならないということが大前提としてあるということです。最終的な報告書では、オートロック・マンションや各部門の業務の効率化が先に出るのではなく、この資料にある「国民の理解及び協力の確保について」が初めに出てくるのがよいような気がします。オートロック・マンション対策も大事ですが、対策を立てる上でまず必要となるのが、調査員証の強化や調査員の質の改善などを通じた、信頼の醸成だと思います。まずこうしたことへの考え方を述べた上で、個々の対策を記述するのがいいと思います。

竹内座長 国民の信頼が必要ということについては、私がさっき言った前文の中にもはっきり書きたいと思いますが、それとは別に本文においても、流れとして前の方へ出した方がいいということですね。

和田委員 そうです。調査員が苦勞しているなどの話が出てくるのですが、読む側とすれば「こちらだって苦勞している」という気持ちにもなるのではないのでしょうか。だれが読むかにもよりますが、広く国民の方に「読んでください」という報告書にするのであれば、まずは信頼回復かと思えます。「身分証明書も強化します、顔写真も付けます、照会先もきちんと分かるようにします」と述べた上で、「こちら側も大変です、改善が必要です」というのがいいかと思えます。

竹内座長 論点整理では、まず問題点が出て、それから対策がどうあるかという形になっています。確かに、実施者側の問題が先に出ていますね。ほかに意見がありますか。

全体の流れについてのご意見がなければ、とりあえずこの順番で、内容について具体的に議論したいと思います。「1 国勢調査見直しの考え方」は、初めの懇談会の検討や国勢調査の意義等については、文言を少し訂正したいという意見があるかもしれません。続いて、現行調査の問題状況と要因という項があって、その後、見直しの基本的視点及び検討の方向となっています。これを踏まえ、見直しの具体的な方策として、「2 調査方法の見直しについて」と「3 調査員の確保及び業務の効率化について」がありますが、まず「1 国勢調査の見直しの考え方」と「2 調査方法の見直しについて」は一緒に議論した方が良いのではないかと思います。

それで、「見直しの基本的視点及び検討の方向」としては、3ページをご覧いただきたいと

思います。従来の調査員による対面調査を基本とした調査方法を踏襲することは困難なので、調査方法を変え、「国民の理解と信頼を得られる調査とする」、「調査が円滑に実施できる方法とする」などと整理されており、その後に具体的な方法が整理されているわけです。

そして、調査方法の見直しについて、5ページに「改善の方向」として、「調査員の訪問に伴う様々な問題を解消」と記述した上で、調査票の封入提出を原則として、調査員がなるべく世帯に会わなくても調査できる方法を採用するとあります。要するに、調査員が調査票の記入内容を見なくてもいい、あるいは調査員に調査票の記入内容を見られることのないような調査方法をとるとというのが基本的な方向となっています。調査票を配布する場合、郵便などによることも考えられますが、きちんと調査票が配布されていることを確認するためには、調査員が原則として世帯を訪問して調査票を配布する。ただし、どうしても会えない場合には、適当な訪問回数や期間を決めて、郵便受けに調査票を配布するという方法というようなことを考えた方がいいということです。

回収方法については、調査員を介さないということで、郵送提出とか、インターネットとか、役所の窓口とか、多様化せざるを得ないということです。しかし、調査の精度を確保する視点から、これらの方法と従来の調査員が回収する方法を適当に組み合わせる必要性も考えられます。申告については、郵送提出又はインターネットの提出と限定し、それで調査票が返ってこない場合には、調査員が調査票の回収のために世帯を訪問するという方法について検討すべきではないかということです。ただし、初めから世帯の方が「調査員が取りにきてください」とする場合や、世帯の希望によって役所に持っていくというようなことも考えられるかもしれません。この場合、調査票の全般的な回収状況をきちんと把握して、回収率を高めることは非常に大事だと思います。このようなことから、この方法にしたらどうかと提起しているわけです。

もう一つは、調査が特に困難な地域についてです。具体的には、オートロック・マンションなどで世帯訪問ができない、しにくい場合、あるいはオートロック・マンションではないけれども、ワンルーム・マンションや、いわゆるアパート、それから昔でいえば間借り、貸家については、どこにどういう人が住んでいるかすら、余りはっきりしないような地域。もう一つは、日本語を理解できない外国人がまとまって住んでいるような地域が想定されます。そのような地域では特別の対策を立てることが必要ということが書いてあるわけです。そこまでについてはいかがでしょうか。

萩原委員 一番注目されるのは、調査方法がどう変わるかだと思います。特に配布をどうするか、回収をどうするかということで案が出ておりますけれども、回収方法については、この

まとめは非常にいい方向性だと個人的に思います。

配布方法については、「実地検証を踏まえて」と書いてあるものの、「調査員が原則として世帯を訪問して調査票を配布」というのが適当というのが、この論点整理の考え方です。調査票の配布・回収方法については、調査員に係るコストや調査員の確保など、その後の検討課題とも関連してくると思います。例えば、ある企業が事故に至る危険性のある機器を探しているという葉書を全世帯に配布したように、郵便局で調査票を全世帯に配布するような仕組みもあると聞いております。したがって、調査票の配布方法として、調査員が担当調査区を確認した上で配布するのが良いのか、あるいは郵便と協力して配布するのが良いのかという点について、今までの議論ではきちんと検討されていなかったと思います。後者も有力な方法として考えられると思います。

竹内座長 この問題は、恐らく調査票を配布できるかできないかというよりも、むしろ配布したことがきちんと確認できるかということが大きいと思います。ですから、郵便でも全部書留にするなら構わないと思うのですが、恐らく書留にするよりは、調査員が配って歩いた方がよいという気がします。また、郵便受けに入れただけでは世帯が受け取ったかどうか分かりません。もちろん、調査員による配布でなくてはどうしても駄目ということではないのですが、問題点はそこにあると思います。ほかにご意見ありますか。

須々木委員 幾つかあるのですが、まず「1 国勢調査見直しの考え方」の「(2) 国勢調査の意義について」というところです。ここは特に議論するところではないのかもしれませんが、最初の「国の人口並びに世帯の規模及び構造は」という表現が気になります。この言い方が適切かどうか分かりませんが、「どのような人がどのように住んで、どのように活動しているか」という表現で、国勢調査の意義をしっかりとらえてもらうことが必要ではないかと思います。自治体からもいろいろな意見が出ていますが、そういうことに応える意味でも、「人口」、「世帯」の数だけではないことを最初にしっかり記述する必要があると思います。後で住民基本台帳だけでは駄目という記述もあるので、ここで正確に表しておくことが必要という感じがします。

竹内座長 「人口並びに世帯の規模及び構造」という言葉にはいろいろなことが含まれると思うのですが、確かにそれが滲み出ていないですね。これは、さっき私が言った前文に、もう少し詳しく書いた方がよいと思っています。厳密に言えば、国勢調査では、どのように人々が住んでいて、生活していて、働いていてというようなことの基本的な構造を把握し、あるいはそれを詳細に把握するための調査のための基本情報を与えるものだということを言う必要があ

ります。詳しく知るための基本的な前提となる情報が国勢調査で与えられるということを行わなくてはならないのですが、余り詳しく書くと、今度は読んだ方がかえって分からなくなるから、難しいと思います。

須々木委員 「人口」と「世帯」だけだと、国勢調査の本質は表し切れていないのではないのでしょうか。

竹内座長 「人口」と「世帯」だけなら、住民基本台帳でいいのではないかという議論が出てくる可能性がありますよね。

須々木委員 2ページの(要因として考えられる事項)のうちの「エ」のところで、「調査員の質」という表現があり、以後の文章では「資質」という表現が出てきますが、表現ぶりを合わせておいた方がいいのではないかと思います。

竹内座長 その点で、私は「質」の方がいいと思っています。「資質」というのは、元々のものですから、ここでいう「質」は訓練・教育といった過程が不十分なためという面も含んでいるのではないかと思うのです。

須々木委員 次の「オ」の「調査に対する理解の不足」の表現ですが、以後の文章にも出てきますけれども、周知が不足しているから理解してもらえないというようなことではないかと思っています。

竹内座長 我々の頭を整理する議論のための表現もあると思いますので、そういう表現等があれば、ご意見をいただければと思います。

須々木委員 また、3ページの(4)の「ア - 」の「調査方法の見直し」の表現についてですが、その内容は調査票の配布・回収の方法ということですから、そのまま記述するのがいいと思います。調査方法の見直しというのは、～ を含めたいろいろな対策であるはずで

竹内座長 具体的に表現した方がいいということですね。

須々木委員 そのとおりです。

それから、5ページの改善の方向の「ア 配布方法」の に、「調査員が原則として世帯を訪問して」という記述があります。後の項目で調査員確保のことが出てきますが、調査方法の改善のためには、調査員をできるだけ縮小した規模の中で調査ができるような方法を取らなければいけないというのが大きな改善方向だと思っています。調査票の配布や回収について、調査員が世帯を訪問するという方法自体が問題になっている。そして、調査員が世帯を訪問するという方法には、要するに世帯との話の中で配布・回収することが前提になっていると思いますが、この方法によって平成17年調査で生じたいろいろな問題、それと調査員規模の大きさの

問題、それらが全部、この論点整理に整理されていると思います。したがって、世帯訪問を原則とするのは、今回の調査方法の見直しとして何を見直したのかという疑問を感じます。そして、以後には、選択制などの記述があります。調査員による現状の方法が可能なところはそれを原則とすることもあるでしょうが、そうではないところでは別の方法についても、きちんと打ち出すべきではないかと思います。要するに対面ではなくて、例えば郵送という方法もあります。調査員が世帯を確認しながら郵便受けに調査票を入れて配って、後は郵送で回収するという方法があると思います。しかし、調査票配布に当たり、世帯面接を原則とすると言い切るのは、私どもの希望とは少し違うという感じがします。

竹内座長 「訪問して」という言葉が必ず会ってということの意味するのかというのは、少しぼやっとしています。単に郵便により調査票を配布すること、つまり新聞配達のように郵便受けに調査票を入れて配るというのでは、調査票が本当にその世帯に配布されたか否かの確認ができないので、何らかの形で確認ができるような方法でないといけません。また、調査票配布についての責任は調査員に課すということではないかと思います。もちろん、郵便局において世帯に調査票が届いたことを確認する方法で配ってくださいということもできるわけです。実際に書留や配達証明などがあるとは言えるものの、郵送による調査票の配布を日本郵政公社が引き受けることは少し難しいと思います。したがって、調査員が世帯訪問してという表現は確かに対面が原則であり、一方でそれには困難もあるので、どのようにするかという問題を含んでいると思います。表現は少し考えた方がよいと思いますが、基本的なポイントは調査票を配布したことを確認するということです。

須々木委員 「訪問」という表現を変更すればよいのかもしれませんが。

萩原委員 今の議論に関連して、調査票の回収方法については調査員を介さない方法として、a、b、c、dとありますが、調査票の配布方法については、回収方法の記述のスタンスと異なっているので、「イ 回収方法」と同じように、まず調査員を介する、介さないという記述があって、介さない場合はこういう方法があるというように併記した方がよいと思います。調査票配布に当たり「世帯訪問を原則として」という価値観を入れずに、こういう方法があるということは「イ」のように記述した方がよいと思います。

竹内座長 いくつか方法がありますが、結論としてはこういうことであると書いた方がよいのではないかということですか。

萩原委員 はい。

竹内座長 なるほど。おっしゃることは分かります。

須々木委員 発言のあった調査票の回収方法について、 で「調査員回収を原則としつつ」という表現があります。

竹内座長 この場合は、萩原委員が指摘されたように、 についても考えられるが、 に書いてあるのがいわば結論です。

整理しますと、萩原委員がおっしゃったように、「ア - 」に「配布方法についても調査員以外に郵便に任せる方法もあるが」と書いていいと思います。しかし、 では調査票配布の確認ができないから、 にこれが結論であると書かれていれば、おそらく文体としてはより整合的になります。

須々木委員 分かりました。

もう一つは、「イ - 」に記述されている調査方法の選択性について、「導入することも考えられる」とありますが、むしろはっきり示した方が良いと感じます。

竹内座長 全面的に実施するわけではないので、部分的に導入するという表現でよいですか。

須々木委員 これを導入するためには、いろいろ検討が必要であるかもしれませんが、「導入することも考えられる」というのではなく、方法の一つとしてきちんと記述すべきではないかということです。

竹内座長 それは「イ - 5」に結びついていて、これについては試験調査や自治体への聴取などを行うなどして引き続き検討するということです。

須々木委員 もう少し姿勢を示した方がよいのではないか。

竹内座長 姿勢としてははっきりすべきということですか。例えば封入提出を選択制ではなく、封入提出が原則であるという姿勢を示すということですね。原則というよりもむしろすべてについての対応方針であるということを示すべきということ、しかもそれは調査員が回収した場合であっても、すべて同じ対応とすべきということ。それから、調査票を配布するときは調査員が原則として世帯に渡す。調査票の回収については、むしろ調査員を介さない方が原則であり、それを方向性として示すということだと思います。

須々木委員 しかし、なぜ調査員が来ないのかと言う世帯もあります。調査員が受け取りにいく方法も選択できるようにしておいた方がよいのではないかと思います。

竹内座長 その場合はもちろん封をしたままで調査票を調査員に渡すということにしておけば良い。

須々木委員 なぜ調査員が来ないのかという世帯のいる地域では、世帯は封をしなくても良いというケースがあります。

竹内座長 次回調査においては封をするのが原則であるということにしておかないと、自治体によって封をしたり、封をしなかったりという状況になります。私は原則として封をして提出することとした方が良いと思います。封をするのが面倒なので、世帯が調査員に対し「封をしておいてください」と言う場合には、調査員が封をしてもいい。

飯島委員 いろいろお話がありましたけれども、1点目として、国勢調査見直しの考え方や意義については、もう少し国民の側から見て、もう少し分かりやすくして、報告書をまとめるときには見直すのが良いと思います。先ほど座長から前書きを入れるというお話ですので、そういう点から言うと、以前にも申し上げたとおり、議員定数や地方交付税などで利用されていると言われても国民はピンと来ません。したがって、もう少し意義と活用について分かりやすく説明して、みんなに協力を求めるというような表現が必要だと思います。

2点目は、まだ各論の議論で、最終稿の文章の議論の一手手前であると思いますので、これからの時代の大きな変化を考え、調査票の配布と回収について、どのような方法があるべき方向かということであると思います。その前提になっていることが論点整理に書かれていますが、現在の問題点というよりも、将来の問題点でもあるということの確認が必要であると思います。今後、個人のプライバシー保護はますます強化され、またIT化も進んでいきます。それから、生活態様や就業状況も一層変わり、家庭の主婦も全員勤労者となるべきであると政府は叫んでおりますから、ますます日中は不在である場合が増加します。それから、単身世帯も増えます。こうしたことが検討の前提になっている。また、将来に対する見通しなども含めて、環境変化というものをもう少し鮮明に出して良いのではないかと思います。

3点目は、調査票の配布と回収について、私はこの案で良いと思いますが、まとめ方が前に行ったり、後に行ったりして、分かりにくいところがあります。ですから、恐らく座長が先ほど言いましたように、最終的な結論を出して、後は参考として具体的な案もあるというまとめ方になるのではないかと思います。その場合、配布は、調査員が原則として世帯にお渡しするのがいいと思います。その理由としては、国勢調査なるものは、国民全世帯、全人口の調査であるということです。したがって、地域にどういう方が住んでいるかということを調査員が各戸訪問して、マンションであろうと訪問して、住んでいることを確認した上で調査票を配布することとした方がよい。

もう一つあるのが、精度向上をしなければならないということです。この視点から、入り口の段階、つまり調査票配布の段階では、調査員が担当地区の全世帯を回って確認をして、調査票を手渡しできるものは手渡しする。手渡しできない場合には、郵便受けに配って、本人に記

入していただくということが原則、つまりこの論点整理に記述する方法でいいと思います。原則といっても、東京都もあれば、地方もあります。地方では、恐らく調査票配布のために巡回したら、ほとんど調査票を受け取ってくれると思いますが、東京では恐らく半分以上調査票を受け取ってくれない人がいるかもしれません。したがって、全国にこれを提示するという言葉としては「原則」になると思います。

調査票の回収は、この案で私はいいと思います。竹内座長から話があったように、プライバシーの保護や提出しやすさという観点から考えれば、郵送提出であろうと、直接渡そうと、すべて封入して渡していただく。国・地方公共団体の事務量は増えるかもしれませんが、調査票を提出する世帯の身に立って考えると、当然かと思います。

それから、調査票未提出世帯に対し、何月何日までに提出してくださいと言っても提出してくれない場合には、この案では調査員が回収に巡回することになっています。また、世帯内にお年寄りだけしかいない場合で、市区役所や町村役場へ持っていくだけの余力がない場合には、最後に調査員が巡回してくるので、そのときに手渡しすれば良い。期限内に回収できない場合に調査員が巡回して回収するという、この案で全国的に対応できるのではないかと思います。

最後に、各論はいろいろありますが、そういう方向でスタンスとしてははっきりさせて良いのではないと思います。

竹内座長 調査票の配布及び回収の方法について、基本的な方向性としてはご賛同いただけたと思いますが。

和田委員 4ページの問題点のところ、マンションの多い都市部を中心として、次のような問題が発生したという記述があります。私は田舎と東京で生活していますが、違和感があったのは問題点の 、 、 、 で、これらについては都市部に限った問題ではないと思います。論点整理ではどちらかという、都心部では問題多発、田舎ではそれほどではないといったイメージを受けます。国勢調査が問題になるのはマンションのある都市部だ、というイメージですね。ただ、マナーやトラブル、かたり調査については、都市部だけで発生しているのではないと思います。確かに や などそうかもしれないですが、あえてここで「マンションの多い都市部を中心として」と記述する必要はないのではないのでしょうか。

竹内座長 ~ のすべてに「都市部を中心として」を記述しなくてもいいのではないかと、いう指摘ですね。

和田委員 マンションを中心としてはこういう点、全国的にはこういう点というような記述もあると思います。新聞で報道されたかたり調査については東京や名古屋などに限った問題で

はなかったように思います。

竹内座長 確かに、 は違いますね。調査票が提出されなかった世帯の比率を見ると、都市部が断然高く、はっきり差があるので、都市部に大きな問題があるということは書いてもいいと思いますが、 や は少し別の問題かもしれませんね。これは調査員によって違いがあるという性質のもので、地域性に必ずしも直結する問題ではないので、 、 は別にしてもいいかもしれません。

和田委員 このまくら書きが、問題全てに共通するわけではないということです。

竹内座長 別に丸をつけて整理するのがいいと思います。

城本委員 今の議論に関係しますが、全体を見ますと、オートロック・マンションに対する大きな危機感があり、これを何とかしなければいけないということが貫かれています。そのこと自体は良いですが、和田委員がおっしゃったように、実はマンションだけでなく、調査員や調査に対する信頼感の低下、調査票の配布・回収については恐らくオートロック・マンション以外のところでもいろいろな問題が起きていて、そこも視野に入れて考える必要があります。この論点整理でも、その点はもちろん入っていますが、オートロック・マンションにこだわった書き方になっているので、そういう印象を受けるのだと思います。もうちょっと全体的に、今の社会情勢が抱えている問題として考えて、典型的なものの一つはオートロック・マンションでしょうが、そうではないところでも同じような事例が起きていると思いますので、そういう書き方にした方が良くと思います。

竹内座長 前文でそういうことを書いた上で、あらゆる地域の調査環境が都市部に近い状況に進んできたので、今後はそういう困難な状況を前提にしなければならないということはこの項で記述する。オートロック・マンションについては、調査困難のいわば兆候のようなものであるという認識です。その状況は確実に進むはずなので、何らかの対応策を考えなければいけないということだと思います。

この論点整理では、「4 オートロック・マンション対策」は早い方の章としていますが、報告書ではもう少し後ろの方に入れた方がいいと思います。

堀部委員、ご意見をいただきたいのですが。

堀部委員 これまでの議論でも言っていますように、過去の国勢調査から諸問題を検討してきた立場から言えば、論点が一応出尽くしているのではないかと思います。これをどう表現して、だれに向けてこの報告書を書くのかにもよりますが、それによっても書き方が変わってくると思います。実際に調査を実施する国に対してなのか、国民にこの有識者懇談会として何か

呼びかけるのか。竹内座長が前文を織り込むと言われましたが、やり方によって、全体として表現をどうするのかということは変わってくるように思います。この有識者懇談会は、総務大臣から委嘱を受けてということですか。

亀田課長 この有識者懇談会は統計局からの諮問です。

堀部委員 そうすると、調査する側に対してどうすべきかということを行うことになるので、今まで出ているいろいろな意見はそのとおりだと思いますが、あとは調査主体としての統計局が国民に対してどう接していくのか、それについても報告書に意見を言うておく必要はあると思います。どこに視点を置くのかということによってやっていかないと、あれもこれもと入れていくとかえってわからなくなってしまうのではないかと思います。

竹内座長 本懇談会としては、直接国民にアピールするという形ではないわけですが、統計局の諮問に対して答えを書くだけというわけではなく、統計局を通じて国民に対して、こういう考えで説明していただいたら良いでしょうということまで記述するのが良い。そういう姿勢だと思います。

堀部委員 それは必要だと思います。

竹内座長 もう少し具体的なご意見はありますか。

堀部委員 報告書の文章化をした上で、こういう表現の方がよいということが出てくるかと思っています。この論点整理では、それぞれの項目について挙げているに過ぎない。今までいろいろ個別に出ているご意見を伺って、そういう見方もあるのかと思いますが、文章化した上でまた議論するといいいのではないかと思います。

竹内座長 それでは、次に進めさせていただきます。

調査員の確保及び業務の効率化についてです。基本的には調査員は今後、質・量ともに確保することは難しくなっているということが一つあり、それから、調査員が所定の方法で調査を遂行するためにも、調査方法の見直し等により調査員の数は少し減らすことが望ましいのではないかと思います。そして、数を減らすと同時に、調査員の質の向上を図らねばならないということです。そのほか、行政情報の活用などによって効率化していく。

特に、改善の方向としては、住民基本台帳を行政情報として利用するとき、現状ではそれぞれの市区町村の運用によって行っているようですが、今後は、住民基本台帳などの行政情報の基本的な使い方をはっきりさせる。そして、法令上の根拠がないと、自治体によってはできないとすることがあり得るので、そういうことが起こらないようにきちんと法令上に整理しておくということが必要であると思います。

また、ITについては、調査票の回収情報を一元的に管理する仕組みの活用により、管理するということが必要であると記述しています。

それから、民間活用について言えば、一部のことはアウトソーシングできるだろうけれども、調査そのものを民間へ委託することについては、諸々の問題があり、今のところ念頭にないということだと思います。しかし、電話による照会やいろいろな質問に答えることについては、民間のコールセンターを利用するということは考えられるのではないかとということが記述してあります。

日本の国勢調査は、調査員の方が非常に多く、外国の人口と比べても2倍ぐらいのようです。諸外国では、調査票を配る業務は調査員がやっても、回収の方は調査員が介在しない方法としている場合もあります。何回も訪問して回収するというようなことはしなくて良いということで、調査員の業務量が減る。調査員が確保できなくなっているところに無理してほしいしても、質の確保が難しくなってくるのは必然です。そういう点でも、調査員数は減らして、質の高い調査員を確保したいという方向性です。

それから、住民基本台帳のような情報はシステムティックに利用した方が良いけれども、それを可能にするための法令上の根拠の明確化というようなことが必要ではないかというようなことが書いてあります。いかがでしょうか。

須々木委員 7ページの改善の方向の2番目に「人材派遣会社の派遣社員を活用する」とありますが、これはどのような意味で書かれているのか理解できず、疑問に思っているところです。マンション管理会社への委託については、国勢調査独自の問題だと思いますが、人材派遣となれば、統計調査一般にも影響してくると思います。

人材派遣の場合は、派遣先側の指揮・命令の中に入ってくるわけで、調査員を管理するという意味では、市町村にそれだけの手間が必要となりますので、もっと効率化して、調査業務を完全に民間に委託してしまうケースも考えられますし、また、調査員調査の業務を見直して、本当に必要なものを調査員に行わせて、それ以外を民間に委託するケースも考えられます。このような観点から、人材派遣の社員を活用するという意味が理解できないということです。

竹内座長 この文言が未整備なので、今の段階ではやむを得ないかもしれませんが、改善の方向としての、民間活力の活用について、マンション管理会社への委託だけではなく、人材派遣企業の活用も考えられるということです。そして、9ページにも民間活力の活用について記述しています。ここでは問題提起してあるだけで、全部ここには列挙していないけれども、9ページに民間活力の活用のバリエーションが記述されています。

須々木委員 確かに9ページにも「人材派遣会社」が入っているものですから、その意味をどのように検討されたのかと思った次第です。

竹内座長 民間活力について検討することが必要ということはこの項に書いておいて、その具体的なことは後ろに回した方がいいかもしれません。報告書では少し表現を考えるべきです。

須々木委員 「人材派遣会社」を挙げている意味を知りたい。どういう意味でここに掲げられたのかということを知りたいのですが。

亀田課長 これは、地方公共団体からの意見聴取等で幾つかの地方公共団体から要望があったということです。自治会に依頼しても人材が集まらないので、人材派遣会社に依頼した方がいいのではないかとというような希望がありました。しかし、現在、調査員は国家公務員ですから、人材派遣会社の職員を調査員にはできません。

竹内座長 現行制度の中での見直しとは別に、人材派遣会社の派遣社員を活用する場合、その業務を国なり、あるいは自治体がどこまで管理するかということについての十分な検討が必要であるということをつけ加えておく必要がありますね。

須々木委員 そうです。だから、ここで出すのはいかがかという感じがしたのです。

竹内座長 ただ、一部のマンション管理会社に調査業務を委託するということもあります。

須々木委員 それはまた別の意味だと思います。マンション管理会社に調査業務を委託することについてはよろしいのではないかと思います。

衛藤局長 今の段階で、人材派遣について、どのようなことが懸念であるかをご教示いただきたいと思います。私自身も必ずしも分からない部分がありまして、東京都で既にいろいろと検討をされていて、検討結果としての感想がいただければ参考になると思います。

須々木委員 私もまだまだ不勉強ですので、詳しくは分かりませんが、ここで何を問題にしているかというのは、まず身分の問題が解決しないということです。しかも、指揮・命令は派遣先で行うという形での派遣の仕方ですから、わざわざここで取り上げておく意味がよく分からない。要するに、身分が必要ならば、職員にしなければいけないでしょうし、指揮・命令するといっても、日常的に仕事があるわけではありません。経常的な仕事があるわけでもありません。

竹内座長 人材派遣会社については、最近では臨時的な業務も随分、派遣があります。1週間だけやってほしいということがあります。しかし、そこまで言われれば、どこかの調査会社が調査事務のある程度のところまで引き受けますという話もあるかもしれません。可能性としてはいろいろありますが、場合によって、どのように管理するかということについてそれぞれに

問題があるというようなことを詳しく書いておく必要があって、なかなか難しいという気がします。

須々木委員 続けて、8ページの改善の方向の中の行政情報の活用のところですが、これは本当に大事なことだと思っています。今の調査方法を効率化するためにも、調査員を縮小するためにも、ここは非常に大事な部分です。ただ、言葉の問題で、「参考とするなどの」という言い方が3行目にあるものですから、弱い感じがします。むしろこれを前提に使うというぐらいに位置づけてはどうかと思います。

竹内座長 個人的な意見としては、参考よりもっと強く、つまりこの情報をきちんと国勢調査に結びつけていければと思います。

須々木委員 是非お願いいたします。

竹内座長 法律上の問題ですので、堀部委員、どうでしょうか。

堀部委員 統計局でも過去の国勢調査から議論にしているところで、このように踏み切っているのかどうかということです。

竹内座長 住民基本台帳が使えないから国勢調査が必要なのであって、また、住民基本台帳を全部使ってもそれ以上の情報が得られないので、国勢調査は必要であるということが前提になっているべきだと私は思います。

堀部委員 そういう考え方もあると思いますが、従来の考え方からすると、国勢調査はやはり住民基本台帳と別個に実態を把握するものであるという整理です。以前も言いましたが、実際に届出しているかどうかははっきりしない世帯がありますから、私は参考としての利用であると思います。国勢調査というのは、住民基本台帳もすべて活用するというのであれば、それはそれで、法令上の根拠というのは何らかの形でできると思います。しかし、統計手法として、そのような方法で実施することが良いかどうかということがあります。

竹内座長 特にヨーロッパでは、統計を作るというのはむしろそういう情報が基礎という方向に向かいつつあるわけです。

堀部委員 住民基本台帳のようなものがあるというのはむしろ日本など、世界でもごくわずかなところしかないはずです。

竹内座長 住民基本台帳のようなものは、例えばオランダなどでありますが、そのような国では、行政情報が主体で、統計調査はできないものはやらないというような感じになりつつあって、今後も非常に困難が増している中で、統計情報は統計情報、行政情報は行政情報、警察情報は警察情報、公衆衛生情報は公衆衛生情報というように、それぞれが独立に持っている

というようなぜいたくはできない現状です。

堀部委員 統計の方法全体としてそういうことであるということであれば、それはいいと思います。

竹内座長 行政情報が存在する部分は行政情報を最大限に使うということではなければ、もう統計を作ることはできないということは世界的な方向だと思います。むしろヨーロッパなどでは行政情報に頼っていて、例えば企業に関する統計でも大体がレジスターを活用しています。アメリカはご承知のように戸籍もなければ住民登録もないですから、国勢調査を実施しないと基本的なデータを把握することができません。むしろ外国から見たら日本では住民基本台帳のような立派なものがあるのだからというような議論が出てくるかもしれません。そういう議論が出てくるから、むしろ統計調査としてやるべきことをきちんと決めておく必要があるということです。国勢調査と住民基本台帳がそれぞれ別個にあり、それぞれを互いに関与させないということを言っていられないのが世界の情勢だと思います。

堀部委員 統計の面でそういうことであれば、それはよろしいかと思います。ただし、住民基本台帳は日本国民についてのものです。日本国内に外国人が200万人ぐらい居住しています。外国人の調査はどうするのでしょうか。

竹内座長 外国人が多いところについてはかなり集中的に別に調査する必要があります。須々木さんにお伺いしたいのですが、今の国勢調査のような一様な調査方法では、外国人がたくさん居住しているような地域をきちんと調査することは、事実としてほとんど不可能だと思います。国勢調査として外国人を調査することは絶対に必要ですが、そのような地域には調査員を集中的に投入する、場合によっては、その地域の住民である外国人を調査員に選考して調査を実施するというようなことをしないと正確な把握は困難かもしれません。

堀部委員 先ほどもご説明ありましたが、住民基本台帳の記録項目は16事項ですが、国勢調査の調査項目と大分違うのでしょうか。

竹内座長 違います。

堀部委員 そうであれば、あくまでも参考程度の活用ではないかと思うわけです。国勢調査で、住民基本台帳の項目をそのまま頼るというわけにはいかないのではないのでしょうか。

竹内座長 統計表の細部をつくるときには、もちろん参考にしかならないわけですが、調査世帯をきちんと把握するためには、住民基本台帳を前提にして世帯名簿を作るというようなことを行った方がよいという意味です。したがって、ここでは参考よりもう少し強くしたいということです。

衛藤局長 この話は大きな問題で、集中的に審議をしたいぐらいです。

それから、ヨーロッパの話が出ましたけれども、ドイツでは1983年にセンサス法第9条が違憲という判決がありました。また、デンマーク、オランダ、スウェーデンなどの小国の場合、社会保障が充実していて、国民個別の識別ができるので、レジスターとリンクして、住民、住居、労働などの統計を作ることができたわけで、ヨーロッパの状況と分けて、日本の状況を考慮して、じっくり審議する必要があり、現段階ではやはり参考にするという表現がよいと考えております。

竹内座長 参考という言葉の使い方ですね。

衛藤局長 これは微妙な問題です。ドイツでは、人口センサスで得られる情報を他の行政情報に使おうとしたわけです。

竹内座長 それは逆方向の話ですね。

衛藤局長 そうです。ドイツでは逆方向の話で、結果としてセンサスが中断したわけです。日本の場合、行政情報は参考として活用させていただくというスタンスであるので、その逆方向は禁止ということをきちんと記述しておかないと、ドイツのような誤解を招く可能性もあります。

竹内座長 国勢調査結果を住民基本台帳で利用することの禁止について、はっきり書いていた方がよいと思います。

衛藤局長 それから、レジスターの業務統計と調査統計は峻別して考えなくてはいけないと思います。何でも業務統計ということになると、調査統計はどういうものかという整理をきちんとする必要があり、場合によってはもう少し時間をかけて議論していただきたいというのが私の考え方です。

竹内座長 参考という言葉でも良いですが、要するに、住民基本台帳を始めとした行政情報で世帯を把握するというようなときに、利用可能なものはすべて活用するのが良いというのが私の感じ方で、そういうことを明記しておく必要があると思います。自治体それぞれの判断によって、使えると思うときに使ってもいいということではよくないと思います。

堀部委員 私は、統計局長が言われるような感じを持ちます。そうすると、住民基本台帳法の目的は何かということも出てきます。住民基本台帳については、衆議院でこれから改正法案について審議するわけで、法的には行政目的で使うことについては可能ですが、行政利用であれば自由に使えるかということについては、局長の言うように、きちんとまとめて議論していただいております。論点を出していただく必要があるかと思っております。

竹内座長 行政情報を統計目的に利用することについては、一般的なルールとして確立していただく必要があります。それぞれ個別にこれを統計に使っても良いと書かなければ統計に使えないというようなことでは困ります。

堀部委員 住民基本台帳法では、そのようにはなっていないのです。改正法案を持ってないので正確には言えませんが、行政目的で使うことは可能です。

竹内座長 行政目的として、統計のためにも使えるような解釈があれば済むわけですね。

堀部委員 ですから、別途、総務省自治行政局との協議も必要です。

竹内座長 法律の改正案まで至らないと考えると大丈夫ですね。

堀部委員 そこは大丈夫だと思います。ただ、これに関してどう考えておられるのか、この法令上の根拠の明確化というのが、統計法や国勢調査令の中に設けるという意味なのか、後で伺おうと思ったのですが。

竹内座長 統計法の改正案もできつつある段階です。統計制度改革検討委員会で統計に関する基本的な問題について検討していますが、この報告を受けた統計法改正案が、次の通常国会までに出るはずで、そこに一般的なルールとして、行政情報の統計への利用という項が必ず出ると思います。

堀部委員 それは統計法の中に入るわけですね。

竹内座長 入ると思います。

堀部委員 そうであれば、それは住民基本台帳の利用の根拠になるかと思います。

竹内座長 住民基本台帳活用の法令上の根拠の明確化については、外的状況の変化がありません。

飯島委員 今の議論は重要だと思います。私は、「参考とする」というのは基本的には弱いと思います。把握するために有効活用していくということであれば、幅の広い使い方になると思います。

それから、企業サイドあるいは個人の報告者サイドから見ると、調査項目とか調査時期等について、できるだけ重複しないようにしてもらいたい。統計の相互利用・有効利用というのを考えていただかないと、“これはこれ”、“それはそれ”というのでは縦型の統計になってしまいます。そういう問題をどのようにして今後解消していくかは、産業界、経済界でも問題を提起し、統計審議会等でも各論ではそういう方向にかじを切っていただきつつあるわけです。今、各委員がおっしゃるように、新しい統計法ができた場合には、相互利用が限られた範囲でしようが、利用できるようにしていただくということが第一のポイントだろうと思います。

もう一つは、今、三つか四つの従来統計を一つにして、経済センサスへの方向に動いていますが、これも恐らく統計の重複の回避、集中化という効率的な統計の制度にしていこうという方向だと思います。したがって、そういうことも含めると、ほかの統計にも相当大きな改善要請として問題提起することになるのではないかという感じがしています。このようなことから、是非、表現をどのようにするかは別にしまして、行政情報の活用についてもう少し踏み込んだ形の提言でまとめられれば良いという感じがしています。

竹内座長 飯島委員の話は、最後に調査内容についても少し関係あるので、もう一度議論いただきたいと思います。

堀部委員 住民基本台帳の記載事項は16事項ありまして、一般に閲覧できるのは、氏名、生年月日、性別、住所の4情報だけです。

竹内座長 この場合も、それだけだと思います。

堀部委員 今の住民基本台帳法の改正法案との関係でいけば、そうなります。

竹内座長 当面考えていることはそこだけだと思います。須々木委員、どうですか。

須々木委員 よろしいかと思えます。

竹内座長 つまり年齢、性別までわかれば十分ですね。

須々木委員 それでもかなり効率化されると思えます。

竹内座長 住民基本台帳には、ほかに何が記載されていますか。

堀部委員 続柄や住民票コードも入っています。住民票コードはもちろん閲覧できません。

竹内座長 つまり、当面ここで利用したいのは、年齢、性別、名前と生年月日。

須々木委員 4情報ですね。

亀田課長 ここの「参考」という言葉について、趣旨を少し説明しておきたいと思えます。ここで念頭に置いているのは世帯名簿のプレプリント化の話です。プレプリントされた世帯名簿であっても、調査員はそれを基に実地踏査して世帯を確認しないといけないという意味で「参考」という表現を用いています。書き方が漠然としているので、もう少し明確に書いた方が良いかもしれません。

竹内座長 よろしければ、次の「オートロック・マンション対策について」に進みます。オートロック・マンションは確かに重大な問題ですが、ある意味では非常にスペシャルな問題で、次の「調査実施体制及び精度の確保」についてと一緒に議論していただいてよろしいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

オートロック・マンションについては、マンション会社や管理人、あるいは管理組合の一層

の協力を得るために、いろいろと制度を作る必要があるのではないかと思います。調査実施体制は、調査員や指導員が行う事務や任命期間を再整理するという記述があります。それから、住民基本台帳をどのような形で利用するかということについて、12ページに書いてあります。

私はここで、もう少し記述しておいた方が良いと思うのは、特に調査の実施体制の中でも、調査員の指導業務や研修など、全体の体制についてのガイドラインのようなものを国で明確に決めておく必要があるのではないかと思います。というのは、地方自治体それぞれに任されているところがあって、地方自治体はそれぞれについて工夫していただいているのは良いが、それではばらつきが生じるおそれがあるので、明確な原則を示していただいた方が良いのではないかと思います。

例えば今回の調査で言えば、封入提出のスタンスとして、封入提出することが原則であるということ、封入提出を希望する場合は封入提出するという、封入提出しないことが原則であるということなど、自治体ごとに異なっていた。それぞれの自治体が一番合った方法で実施したと言われたらそれまでですが、やはりそういうことでは困ります。次回調査では、封入提出の取扱いとしては、全国統一的に封入提出するということでしたが、同時に、例えば調査員が回るときの回り方や、世帯が不在等の場合に郵便受けに調査票を入れるのは訪問回数を何回とすべきかなど、詳しいルールを決めて、全国統一的に徹底していただくということが必要なのではないかと思います。須々木委員、いかがですか。

須々木委員 調査員制度は、本当に大きな問題があります。今後の国勢調査では、正確かつ円滑に実施しなければならないと感じていますので、今の議論はおっしゃるとおりで、体制をきちんとしていく必要があると思っています。

竹内座長 そういうこともどこかに書いておいた方がいいたいのではないのでしょうか。

阿藤委員 今の問題とも絡みますが、全体のトーンが調査員、それから調査対象者である国民の負担の軽減ということが最大眼目で、さまざまな改革を実施することとしています。それは大変結構なのですが、一方では、全体として、市町村の負担が大きくなるのではないかと懸念があります。その点について、須々木委員に伺いたいのですが、コールセンターに電話照会対応を任せるにしても、調査票の審査で大変手間がかかる。それをだれが行うのかということ、結局、市町村に負担がかかってくる。つまり、調査員を減らすわけですから、その業務量は大幅変わってきます。全体の調査の流れは今までと変わらないにしても、おそらく市町村にかかる負担というのは大きくなるので、予算や人員その他でどのように手当てできるのか、あるいはそうした措置を講じなくても、うまく乗り切れるか。後はどうなっても構わないという

わけにいきません。そのようなことがひいては調査結果の質にかかわってくるということも考えられ、個人的には懸念しています。

竹内座長 11ページの問題点のところ、要するに指導員業務を行うのは市町村職員であり、それが大変だから、調査員の指導などが不十分になる可能性がある」と記述されています。それに対する対策として、調査員及び指導員の事務や任命期間についても再整理し、また、審査における人員体制、期間等について再整理すると記述してありますが、上の方は、おそらく阿藤委員の言われているような問題を指摘してありながら、どのようにするのかということについては少々明確ではありませんね。ここはどのようにしたらいいのでしょうか。指導員を特別に増やすとなると予算の問題もあるから、そう簡単にはいかないのかもしれませんが、改善の方向についてはいかがでしょうか。

亀田課長 この再整理の中で、要するに市町村の役割と指導員の役割を見直して、例えば市町村は現行の規定上、指導員や調査員の業務はできませんが、これを整理して、市町村が、調査員に対する指導業務や、調査員に代行して調査するというところまで業務の見直しができたらと考えます。

竹内座長 それは、事実上、これまで行ってきたことを制度として認め、市町村が公式に行ってもよいということにただけになります。市町村合併により少しは効率がよくなったかもしれませんが、一方で人員削減の折、なるべく職員数を減らそうという動きがありますから、果たして可能なのかという心配を感じます。

亀田課長 市町村の職員といっても、職員本体だけではなくて、当然、委託費の中で補助職員、いわゆる非常勤職員の手当も措置します。そうしたことにより、市町村の体制を強化した上で、市町村の本来業務として調査員指導や調査員事務の代行などを行うことができるようにしたいという趣旨です。

衛藤局長 この段階では、まだいろいろな個別の課題があります。各ステージについていろいろな選択肢があるので、今後お示しいただくスタイルモデルについて、市町村の体制、それから民間活用、IT化も含めて、これから予算要求することとなります。それで実現可能性を探っていくこととなります。

竹内座長 こうしてくださいということをお願いするつもりはありませんが、やはり単に再整理するだけじゃなくて、それが十分実施できるような体制をつくるということが必要であるということまでは書いておいた方が良くと思います。いかがでしょうか。

須々木委員 ご心配いただいてありがとうございます。確かに全面的な封入提出とした場合、

当然負担が市町村にかかってくる。いろいろな意味で負担が大きくなっていくということは確かにあります。そこで、今、いろいろ議論されている幾つかの提案の組み合わせが重要であるという感じがいたします。この地域でこの方法を選択したときには、こういう方法をとれば、全体的にうまくいくのではないかといいたいと思います。例えば、先ほど説明のあったコールセンターに電話対応業務を委託したらどうかということについては、区市町村の本来事務に集中できますので、今までは電話照会対応が非常に負担になっていましたから、かなり軽減されるでしょう。それから、速報人口の公表時期について、区市町村では市区町村要計表の作成事務に苦労しています。これについても、やはりいろいろ組み合わせながら、全体の流れの中で解決していくということになるのではないかと考えております。

竹内座長 そういうことを十分考慮して、要するに市町村がきちんと仕事ができるような状況をつくるということが必要であることを書いておけばよろしいでしょうか。

須々木委員 はい。

飯島委員 こういう考え方で方向性が固まってくると、フローチャート等により、国勢調査の業務プロセスについて、人的な面と予算的な面から現状と改正案を比較することも将来的には必要だと思います。その結果、現在、約83万人の調査員を動員し、約650億円使っているものがどのように変わるのかも分かってくるでしょう。人材派遣の活用の議論がありましたが、私は逆に費用が高くなると思います。

竹内座長 一般的にはそうですね。

飯島委員 安くならないですから。そういうことを頭に入れる必要があります。

竹内座長 派遣会社には、派遣社員以外にも、例えば人事課職員も含まれていますからね。

飯島委員 そうです。コスト・アンド・フィー、プラス利益が入っていますから、安いものではないと思います。地方によっては、人材派遣会社を嫌うところもかなりあります。そういうようなことを含めて考えると、現状と改正案の比較のフローチャートにより、人員、お金の流れについて、アウトラインをつかんでおく必要があるのではないかと感じます。

和田委員 指導員の業務のあり方が、調査員の質の確保や信頼感の醸成に非常に重要になってくるのではないかと思います。この懇談会のヒアリングにいらしてくださった方のお話にもありましたが、例えばマニュアルを用いた説明があった、なかった、また、市町村によって説明時間に長短があるというように、対応にばらつきがある。その結果、インターホンでの世帯との応答の際、国勢調査は何のために実施するのかと問われたら口ごもった、怒鳴られた、説明できなかったという報告がありました。また、答えるのが義務であるという言い方でトラブ

ルが生じたという報告もありました。そうすると、調査員の質を上げるためには、指導員段階でのマニュアルの徹底や、所定の方法による調査方法の指導徹底ということが大事になってきます。今後、調査員となられる方は人材派遣会社の社員かもしれないし、民間から自発的に来られた方かもしれないですが、いずれにしても、調査員が適正な業務を行えるかどうかは、指導員のあり方にかかっているのではないかと思います。勝手にマニュアルを読んで勝手に調査してくださいというわけにはいきませんので、精度の確保に向けた今後の改善のあり方としては、だれがきちんと最後まで責任を持って調査員を指導するかということを考えていかなければならないし、提案する必要もあるのではないかと思います。

竹内座長 現在は、指導員の8割を市町村職員が兼務しているということです。兼務ですが、本来の仕事がある上のことですので、その期間は指導員業務に専念しなさいという業務命令になっていないので、非常に無理して勤務時間外に指導員事務を行っていますから、やはり不十分にならざるを得ないということがあると思います。そうすると方向としては、8割が市町村職員で実施しているので、これを全部市町村職員以外の人から選考するのは無理だから、市町村職員がその間はその仕事に専念できるような体制をつくった方が良いのか、それとも、是非市町村職員のほかに人員を確保しようとするのが良いのか、私は現実的なこととしては、市町村職員、あるいはほかの公務員でも良いけれども、公務員がその期間はこれをきちんと正式な業務として実施して良いという形の体制をつくるということが必要ではないかと思います。どうですか。

亀田課長 現に指導員を兼務して、世帯から問い合わせになると、勤務時間が終わった後に指導員事務を行うという状況があるので、仕事時間中に並行して対応できた方がいいのですが。

竹内座長 つまり、正規の職務の中に入れるということですか。

亀田課長 市町村では実施本部をつくり、ほかの課室の職員も動員して国勢調査に集中する体制をつくるので、そういう職員を機動的に活用するためにも、もう少し職員が本来業務として指導員業務や調査員業務ができるようにした方がいいのではないかと思います。

竹内座長 最後の報告書にはそれについてもう少し明確に、市町村職員が本来の職務として指導員の仕事ができるような体制をつくることは書いておいてもいいのではないかと思います。

亀田課長 よく検討します。

衛藤局長 私が文京区に伺った際に、区の統計担当は何人ぐらいかを聞いたところ、約10人という回答だったと記憶しています。もちろん昼から夜まで一生懸命、本当にやっていただく

のですが、それだけでは要計表人口の公表に間に合わないので、統計担当以外の職員の方にも応援していただいていると伺いました。しかし、そちらの方は本来業務をお持ちだから、夜間に残業しなければならない。それをこれからどのように解決するか。例えばさきほど言いました要計表人口の公表のことも含めて組み立てなくてはいけないのですが、私も実際の現場のことはまだ分からない部分もたくさんありますので、これから詳細を考えようと思います。

萩原委員 調査員や指導員の仕事の内容は、恐らく調査票の配布・回収をどのようにするかでかなり変わってくるだろうと思います。もし、この論点整理で推薦されている方法で考えてみたら、例えば調査票の回収は郵送とインターネットで出せなかった人のところにフォローに行くということになります。ただ、世帯としては多分、そこで調査員に渡すというよりは、後で郵送しますという感じになってくるのでしょうか。

それから、調査票の配布の方も、この論点整理に書いてあるように、世帯名簿はつくらず、調査票は配布するのみということであれば、本当にポスティングということになりますので、調査員というよりは、調査票をデリバリーするという非常にシンプルな仕事になりますし、調査員の数も大幅に減らせるだろうと思います。

そうすると、指導員というのは、今までの指導は、世帯名簿の作成方法など細かいマニュアルを用いて、何十万人もの調査員を同じクオリティにするための苦勞があったと思いますが、調査票の配布と回収の方法が調査員を補助的に使うような形であると、かなり指導員の指導の内容や負担も変わってくるような気がします。調査員の確保やクオリティについては、調査票の配布と回収の際に調査員がどのような位置づけになるかで大きく変わります。少し考えただけでも、かなり負担が軽減されるような印象があります。

竹内座長 私は調査員が足を運ぶ回数は減るけれども、面倒なところは依然としてそのまま残るのではないかと思います。つまり、調査票をまだ提出していないのではないですかと言っても、世帯ではもう提出したと言い切るなど、結構面倒なのではないかという気がしています。全体としての仕事量は減るけれども、そう容易にはならないのではないかという気がしています。調査票を提出した、受け取っていないということに対しどう対応するか。このことから考えれば、指導員の仕事というのはそう容易にはならないだろうと私は思っています。いかがですか。

須々木委員 今後、調査員の業務をどのように見るかにもよりまして、やはりいろいろ役割の分担を再構築していく必要があるのではないかと思います。

前に戻るようで恐縮ですが、オートロック・マンション対策のところ、10ページの改善の方

向の2つ目の丸の「イ」のところですが、「マンション住民の合議機関である管理組合に、市町村から協力要請を徹底」と書いてありますが、先日のヒアリングの中でも発言があったことですが、管理組合は組織としてまとまっても、また役員がそういう意識を持っていても、一人でも反対があれば合意できないというのが実態ではないかという感じがします。むしろ申告義務があるということを前提に、また、管理組合の方に対する調査への協力を法的に整備するなど、統計調査への協力制度をつくっていくというのが必要ではないかと感じます。

竹内座長 つまり、全部回収できなかつたら罰則を適用するとはいかないまでも、管理組合に何らかの協力の義務をとということですね。

須々木委員 はい。また、法的な整備に近い話ですが、「才 管理人への「聞き取り調査」の実施に当たり、統計法第13条（実地調査）の権限の活用」と書いてありますが、これも組合の方から委託を受けていなければ、管理人だけでは答えられませんし、管理会社の一職務としてやるにしても、会社自体の仕組みの中に入っているものですから、非常に難しいと思いますので、実際は管理会社や組合に対する法的な義務づけの上での話になってくるのではないかという感じがします。

竹内座長 現行でも統計法上の命令はできるわけですが、命令は管理組合や管理会社などにも出せるのですか、それとも個人に対してですか。

堀部委員 今の考え方は、管理組合や管理人にまで義務を課すようにはなっていないと思います。

竹内座長 命令はできないということですね。

堀部委員 できません。協力要請までですね。

飯島委員 配布と回収方法を変えた場合、管理人、管理会社や管理組合に求められる役割が大幅に変わります。今までの説明を聞いていますと、調査員調査を前提にすると、管理人と管理会社が難色を示すわけですが、恐らく住んでいる方が嫌だと言うことがあると思うのです。現在検討している調査方法はこれまでの調査方法とは違います。だから、むしろそのPRをする意味でも、「管理組合の理事会などで説明させてください」というような協力依頼はできると思います。この資料はやや調査員調査を前提にしているような書き方になっているようにうかがえるから、少しきつく映るかもしれません。

竹内座長 今、飯島委員がおっしゃったことは、「6 国民の理解及び協力の確保について」と、調査内容についても関連がある話なので、今度はその問題について議論したいと思います。

「(1) 国民の理解を得るための方策について」は、今までいろいろな議論が出ましたし、やるべきことの方角は分かっていると思うのですが、調査内容についての問題というのもある程度関係があると思います。結局、国勢調査の調査項目は全部絶対に必要かどうかという問題があるわけで、その場合、全世帯から調査する必要はない調査項目をどうするかということについては、多くの国ではロングフォーム方式で調査を実施しているわけですが、ただ、日本では、ロングフォームを国勢調査の中で実施することについては、逆に非常に抵抗感が強くなるということも考えられますから、なかなか難しいと思います。それよりも、むしろ諸外国における国勢調査の中で実施しているような調査が、日本では大規模な周期調査として実施しています。例えば住宅に関する調査は昔は国勢調査しかなかったのですが、今は住宅・土地統計調査があるので、国勢調査から住宅関係の項目を落としてもいいのではないかという考え方があるかもしれません。同様に、勤め先の産業・職業についても就業構造基本調査があるのでないかという考え方もあるかもしれないので、そういうことを総合的に考えていかなければならないと思います。現在は、ほかの調査がない国に比べれば調査項目は少ないかもしれませんが、国勢調査は最低限の調査項目を調査するだけでいいのではないかということについては考えておく必要があるかもしれません。その場合、国勢調査を実施しないと仮定して、世帯、あるいは個人を単位とした統計の体系ができていないか、きちんと検討する必要があると思うので、やはり改善の方向としては、国勢調査のあるべき姿についてと同時に、さきほど飯島委員がおっしゃったことですが、企業の方について言えば、今度はエコノミック・センサスということで、あらゆる産業の企業を統一的にとらえていくという方向が出てきており、その中でも国民経済に占める割合が高くなっているサービス業関係については切り離して重点的に調査しようという話があるわけですが、個人を対象にした調査についても、もう少し体系的にとらえて、それを更に国勢調査とどう結びつけていくかをきちんと考える必要が将来的にあるだろうということは書いておいた方がいいと思います。この懇談会でこうしなさいということと言うと、越権行為になってしまいますが。

現在の調査項目は最低限のものかについては、どうですか。

亀田課長 国勢調査結果は、行政に必要というだけでなく、標本調査の標本設計をするためにも利用されます。例えば、住宅の項目や就業の項目などもほかの標本調査を設計する土台として利用されています。「ほかの調査で調べているから住宅の項目は要らないのではないか」などの声も聞かれますが、これらの項目は標本調査の土台として使っているの、やはり必要です。

竹内座長 その地域の世帯の全体としての構造がきちんと分かれば、それが標本調査の場合の母集団フレームとして層別抽出などに非常に有効ですから、必要ではあるのですが、そのためにもどのようなものがどれだけ必要かというのは、なかなか難しい問題ですね。

亀田課長 もう一つは、細かい産業別・職業別の人口、居住状況別世帯数、産業別の就業者数などの地域別の情報がどれだけ地域で必要かということに関連してくると思います。

竹内座長 これは地方自治体の側からご覧になるといかがですか。なるべく調査は簡単な方がいいということはあると思いますが、一方で詳しい地域的な情報が必要ということがあるかと思いますが。

須々木委員 言いにくいところもあるのですが、項目としては必要という感じがいたします。ただ、聞き方といたしますか、もう少し回答しやすい内容にしていく必要があると思います。

竹内座長 例えば、勤め先については、どこまで単純化していいかという問題がありますね。

須々木委員 非常に答えにくいと言う方がいます。また、学歴なども答えにくいことは確かにあると思いますので、設問の作り方の工夫はしていく必要があると考えます。

竹内座長 例えば、学歴の項目は小地域情報として必要でしょうか。小地域情報でなければ、国民全体の中で大学卒は何人いるというのは学校統計から分かりますが。

亀田課長 国際機関のOECDから、日本国内の外国人の学歴の状況が国際比較のために必要だということで要請が来ることもあります。

竹内座長 調査すべき項目についての国連勧告が前回の懇談会でありましたが、それはほかの統計が余りない国があるということも前提にあると思います。

萩原委員 それに関連しますが、所定期間内に調査票を提出しなかった世帯の割合が、今回の参考資料を見ると東京都で13.3%で、また、中央区や町田市では約30%という報道もありました。そういった地域では70%の情報しか得られていないわけです。この場合、70%で全体を推計されるのですか。何かウエイトなどをかけているのですか。

亀田課長 調査結果の集計に当たっては、萩原委員がおっしゃった推計という方法ではなくて、一つは自治体において電話聴取などのできる限り補っていくということがありますし、集計の段階で、統計的な手法を用いて補った上で、全体の数字を出すというようにしています。

萩原委員 所定期間内に世帯から調査票が提出されなかった割合が30%あっても、70%のデータから全体が推計できるということですか。

竹内座長 30%というのは、本当に例外的なところですから、集計表ができるレベルではそれほど高くない。そういう数字は区ごとに出しているわけではないですから。

萩原委員 さっきおっしゃったように小地域統計がありますよね。実際に使っているわけですよ。例えば、23区の中で比較されたりすると思いますが。

竹内座長 実際に利用するときは、この地域にはこれだけ「不詳」があるというのが分かるはずですよ。「不詳」というのは分からないというのがあるということです。

萩原委員 統計表上は「不詳」ですが、全体は推計されるということですか。

亀田課長 推計は行っていません。要するに、結果利用上の利便性にかんがみて、統計的手法により「不詳」はなるべく少なくしているということです。

萩原委員 マーケット・リサーチもそうですけれども、回収された調査票と回収できなかった調査票ではその内容・性質が全然違います。例えば、学歴については、高学歴の人は書きやすいけれども、低学歴の人は書きにくいといったことが考えられます。

竹内座長 「不詳」については、大部分がこうだろうという推定は外からできますけれども、それはあくまで推定にすぎないので、実際はどうなっているか分からない。

萩原委員 調査ができない割合が低かったというのも関係あると思いますが、今までは支障は余りなかったのですよね。

竹内座長 公表されている集計表のレベルでは、余り問題なかったと思います。ただ、サンプリングのフレームのときに一番基になるユニットとしてその特性を使おうというのであれば問題ですよ。でも、私がサンプル調査を設計するとしたら、逆に調査不能の世帯の多いところを一つの特性としてサンプルのユニットに使うかもしれないですね。そういう使い方もあって構わないと思います。

阿藤委員 個々の項目が非常に利用面でニーズが高いということももちろんありますが、教育は、職業、所得と共に社会的なステータスの3大要素として扱われるわけですよ。だから、社会調査などではそういうものを説明変数として、色々な現象の説明に利用しているわけですよ。教育そのもののレベルは進学率を積み上げれば出てくるという議論もありますが、全人口の学歴別の構成というのは国勢調査でしか分からない。また、教育という項目は説明変数といいますが、クロス集計をするときの一つの大きな属性として相当利用価値が高いのではないかと思います。特に学術的な面も含めて考えると大きな意味があるのではないかと思います。必ずしもそれ自体の分布が重要かどうかということだけではなくて、そういう観点からも考えていただきたいという気がします。

竹内座長 阿藤委員がおっしゃるような分析をするためには、個票レベルでの結びつけたデータが必要ですね。

阿藤委員 先ほどの統計法の見直しの話の中でも、こういう指定統計の二次利用の問題が今、利用拡大の方向に大きくかじを切ろうとしているわけです。当然、その中には国勢調査も入るわけです。実際に利用するのは抽出標本になると思います。ですから、行政面の利用だけではなくて、学術的な利用も含めて考えると、利用価値は今まで以上に広がってきます。そういうときに、余りにもやせ細った骨と皮だけの情報がいいのか、ある程度肉がついた、分析に堪えるような情報が一つの調査としてとれるのかということもかかわってくるのではないかと思います。

竹内座長 産業・職業小分類などの国勢調査の抽出集計の集計項目については、他の標本調査との関連でどう組み合わせるかということを前提に考える必要があると思います。必要ないと言っているつもりは全くないのですが、例えば教育が必要なら必要で、もう少し詰めるべきであり、あるにこしたことはないという考えではないと思います。

飯島委員 このところは、最初に須々木委員がおっしゃったように、人口と世帯の動向や構造を調査するというだけではなくて、もう少し広く国民の生活の実態など、国勢調査という全数調査で現状を把握するというように考えると、漠とした言い方しかできませんが、現行の調査項目について調査する必要があると思います。ただ、どのような形で調査するかということを見ると、問題があるという感じはします。調査項目については統計審議会で審議すべき事項ですから、そちらの方をお願いして、じっくり検討していただくことになるとは思います。教育の項目についても、中高で区分でよいと思います。中卒と高卒を分ける必要性があるのだろうかというくらい、中卒の数が少なくなっていますから、中・高、短大、高専、大学というくらいに見直してもいいのではないのでしょうか。

調査員に自分の学歴や収入の種類が知られてしまうのではないかという不信感や、インフェリオリティー・コンプレックスといいますが、そういうようなものから来る、プライバシー保護の観点からの抵抗感があるかもしれません。しかし、基本は国が実施する調査で、明確なニーズがある場合には、国民に若干抵抗がある項目でも調査することが当然であるというふうに思います。

竹内座長 国勢調査のデータを使ってこういう分析ができるということについて、もう少し国として奨励した方がよいと思います。

飯島委員 それは確かに大事なことです。

竹内座長 国勢調査を使った研究に研究費を出しますと言ったら、研究者からたくさん応募が来ますよ。それで、そういうまともな研究には個票の利用をある程度は認めるということに

しておくなど、もう少しデータを使うということが必要ではないかと思っています。結果利用の推進も広い意味での広報の一つではないかと思います。

須々木委員 確認ですが、先ほど竹内座長がロングフォーム・ショートフォームの話は将来の問題だと言われたような感じがするのですが、論点整理の資料では将来の問題ではなくて、すぐに試験調査で検証するということになっていますが、将来の問題という位置づけでよいのでしょうか。

竹内座長 外国ではロングフォームをやっていますが、日本ではやはり将来の問題だと思います。というのは、ほかのいろいろな統計調査も含め、総合的な体系として基本的な統計を考えなければいけないので、国勢調査だけでロングフォームを考えるわけにはいかないと思います。

須々木委員 そうですか。今回の検討は、ロングフォーム・ショートフォームまでではなくて、いかに正確かつ円滑に調査するかという方法論に集中した方がいいような気がします。

萩原委員 私もそう思います。

竹内座長 ロングフォーム・ショートフォームの話は他の場面でも問題になっていますが、そのためにはもっと統計体系全体を検討しなければならず、それは当懇談会の義務ではないと思います。

亀田課長 試験調査でも、ロングフォームで今より項目を増やすことは考えていません。要するに今のフォームをさらに半分ぐらいにして、どれぐらい回収率などに差が出るかということを検証します。

竹内座長 それでは、本日の意見を踏まえ、もう一度ワーキングチームを開いて内容を検討した上で、次回も報告書について議論をしたいと思います。次回は6月26日の14時からです。そのときには最終報告書の考え方ではなくて、むしろ報告書のあらすじ、スケルトンのようなものを出していただきます。

堀部委員 先ほどの統計法の改正の方向についてですが、私なども昭和55年の調査以来、従来の統計の考え方でいろいろな問題をどう解決するかという議論をしてきました。利用の問題という話がありましたが、新しい統計の考え方というか、統計法の例えば目的外利用の制限などを緩めるのかどうか、そういうことまで含んでいるのかどうかなど、そのあたりの統計審議会の報告書があれば是非いただきたいと思います。

竹内座長 統計審議会ではなくて、それを検討する委員会は統計制度改革検討委員会で、ま

だ検討中だったと思いますが、報告書はいつ出るのですか。

阿藤委員 来週が最終回ですね。

堀部委員 そういう資料もいただければ、新しい統計の考え方を踏まえて、もう少し議論できると思います。

亀田課長 参考までに、お手元の資料の最後に報道資料を添付しています。今日のこの懇談会の後に、聞き取り調査の中で調査票がどのくらい回収できなかったのか、懇談会における検討状況について記者レクを行う予定です。

竹内座長 今日はありがとうございました。